

平成 3 0 年

上尾市議会 3 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 号	平成 2 9 年度上尾市一般会計補正予算 (第 6 号) ……	別冊
議案第 2 号	平成 2 9 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) ……	別冊
議案第 3 号	平成 2 9 年度上尾市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) ……	別冊
議案第 4 号	平成 2 9 年度上尾市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) ……	別冊
議案第 5 号	平成 2 9 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ……	別冊
議案第 6 号	平成 3 0 年度上尾市一般会計予算 ……	別冊
議案第 7 号	平成 3 0 年度上尾市国民健康保険特別会計予算 ……	別冊
議案第 8 号	平成 3 0 年度上尾市公共下水道事業特別会計予算 ……	別冊
議案第 9 号	平成 3 0 年度上尾市介護保険特別会計予算 ……	別冊
議案第 1 0 号	平成 3 0 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算 ……	別冊
議案第 1 1 号	平成 3 0 年度上尾市水道事業会計予算 ……	別冊
議案第 1 2 号	上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査 委員会条例の制定について ……	1
議案第 1 3 号	上尾市地域福祉推進協議会条例の制定について ……	4
議案第 1 4 号	上尾市障害福祉施策推進委員会条例の制定について ……	7
議案第 1 5 号	上尾市市民活動推進協議会条例の制定について ……	1 0
議案第 1 6 号	上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について ……	1 3
議案第 1 7 号	上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	1 4
議案第 1 8 号	上尾市一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	1 5
議案第 1 9 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任 期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について ……	1 6

議案第 2 0 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	2 7
議案第 2 1 号	上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定について……………	2 9
議案第 2 2 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 9
議案第 2 3 号	上尾市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 2
議案第 2 4 号	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 4
議案第 2 5 号	上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 5
議案第 2 6 号	上尾市手話言語条例の制定について……………	4 6
議案第 2 7 号	上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 9
議案第 2 8 号	上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 0
議案第 2 9 号	上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 1
議案第 3 0 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 2
議案第 3 1 号	上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 4
議案第 3 2 号	上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 5
議案第 3 3 号	上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい	

	て……………	6 8
議案第 3 4 号	上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について……………	7 2
議案第 3 5 号	上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 9
議案第 3 6 号	上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	9 2
議案第 3 7 号	上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9 3
議案第 3 8 号	建築基準法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	9 7
議案第 3 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	9 9
議案第 4 0 号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について……………	1 0 0
議案第 4 1 号	埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について……………	1 0 1
議案第 4 2 号	市道路線の認定について……………	1 0 2
議案第 4 3 号	公平委員会委員の選任について……………	1 0 4
議案第 4 4 号	公平委員会委員の選任について……………	1 0 5

議案第 1 2 号

上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会条例の制定について

上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会条例
(設置及びその目的)

第 1 条 上尾市西貝塚環境センターの施設及びペットボトル結束機の運転管理業務に関し行われた一連の入札及びその契約について、その経緯、内容等を明らかにすることを通じて、本市におけるこれまでの契約制度を検証するため、上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、前項に規定する検証の結果をもとに、当該入札に係る事件について、その再発防止策を市長に提言するものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士その他の学識経験者
- (2) 自治活動に豊富な経験を有する市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から第 1 条第 2 項に規定する提言が行われた日の属する年度の 3 月 3 1 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長政策室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中第12号の2の次に次の1号を加える。

(12)の3 西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会委員別表第1中12の2の項の次に次のように加える。

12 の3	西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会	
	委員長	日額 16,000円
	委員	日額 15,000円

(この条例の失効)

- 3 この条例は、第1条第2項に規定する提言が行われた日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

上尾市西貝塚環境センターの業務に関する一連の入札に係る事件について、その再発防止策を提言する委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第13号

上尾市地域福祉推進協議会条例の制定について
上尾市地域福祉推進協議会条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市地域福祉推進協議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第2項の規定に基づき地域福祉計画に市民等の意見を反映させるとともに、地域福祉計画に基づく施策の推進を図るため、上尾市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「地域福祉計画」とは、地域福祉の推進に関する事項として法第107条第1項各号に掲げる事項を一体的に定める計画をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第107条第1項の規定による地域福祉計画の策定及び同条第3項の規定による地域福祉計画の変更に関すること。
- (2) 法第107条第3項に規定する地域福祉計画についての調査、分析及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉法人その他の社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者
- (2) 自治会・町内会その他市内において社会福祉に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 学識経験者その他識見を有する者
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中第33号の3を第33号の4とし、第33号の2を第33

号の3とし、第33号の次に次の1号を加える。

(33)の2 地域福祉推進協議会委員

別表第1中33の3の項を33の4の項とし、33の2の項を33の3の項とし、33の項の次に次のように加える。

33	地域福祉推進協議会	
の2	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

提案理由

上尾市地域福祉推進協議会を附属機関として明確に位置づけたいので、この案を提出する。

議案第14号

上尾市障害福祉施策推進委員会条例の制定について
上尾市障害福祉施策推進委員会条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市障害福祉施策推進委員会条例

(設置等)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、同項の合議制の機関として上尾市障害福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、同条第5項において準用する同条第3項の規定により、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の意見の聴取)

第2条 障害者基本法第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、市長は、同条第3項に規定する障害者計画を策定するに当たっては、委員会の意見を聴かなければならない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第9項の規定により、市長は、同条第1項に規定する障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第10項の規定により、市長は、同条第1項に規定する障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条各項の規定に基づく意見の聴取を受けたときは、委員による調査審議の結果に基づいて、市長に意見を答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、障害者基本法第36条第4項第2号及び第3号に掲げる事務を処理する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会は、障害福祉に関する施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する事業に従事する者及び障害者団体の代表者
- (2) 障害福祉に係る機関の職員
- (3) 学識経験のある者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中第34号の3を第34号の4とし、第34号の2を第34号の3とし、第34号の次に次の1号を加える。

(34)の2 障害福祉施策推進委員会委員

別表第1中34の3の項を34の4の項とし、34の2の項を34の3の項とし、34の項の次に次のように加える。

34 の2	障害福祉施策推進委員会 委員長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円
----------	--------------------------	------------------------

提案理由

上尾市障害者支援計画に関する事項を調査審議する委員会を新たに附属機関として設置したいので、この案を提出する。

議案第15号

上尾市市民活動推進協議会条例の制定について
上尾市市民活動推進協議会条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市市民活動推進協議会条例

(設置)

第1条 市民活動を支援し、及びその促進を図り、もって市民との協働を推進するため、上尾市市民活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、上尾市市民活動支援センター条例（平成22年上尾市条例第2号）第2条第1項に規定する市民活動をいう。

2 この条例において「市民活動団体」とは、市民活動を行う団体をいう。

3 この条例において「市民活動推進計画」とは、市民活動を推進し、市民活動団体と市との協働を計画的に進めるために市長が定める計画をいう。

4 この条例において「協働事業」とは、営利ではなく公益を目的とする社会に貢献する事業で、市民活動団体と市との協働によるものをいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 市民活動推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 市民活動推進計画に基づく施策の推進に関すること。

(3) 市が助成する協働事業の選考その他市民活動団体と市との協働の推進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域活動又は地域福祉に関し見識を有する者 2人

(2) 学識経験のある者 2人

(3) 公募による市民 2人

(4) 市職員 1人

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己に直接利害関係のある議事については、加わることができない。ただし、協議会の会議において議決による同意があったときは、この限りでない。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17条)の一部を次のように改正する。

第1条の2第18号及び第19号を次のように改める。

(18) 市民活動推進協議会委員

(19) 削除

別表第1の18及び19の項を次のように改める。

18	市民活動推進協議会	
	会長	日額 10,000円
	委員	日額 8,000円

別表第1の20の項の前に次のように加える。

19	削除	
----	----	--

提案理由

市民活動を支援し、及びその促進を図り、もって市民との協働を推進するため、上尾市市民活動推進協議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年上尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第8条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員に準じて、職員が育児休業の期間を再度延長すること等ができる特別な事情に新たな内容を加えたいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 23 号を次のように改める。

(23) 学校運営協議会委員

第 4 条中「第 1 条の 2 第 43 号」を「第 1 条の 2 第 23 号及び第 43 号」に改める。

別表第 1 の 23 の項を次のように改める。

23	学校運営協議会委員	年額 5,000 円
----	-----------	------------

別表第 1 の 65 の 2 の項報酬額の欄を次のように改める。

日額 18,000 円（複数の者を対象に相談、助言及び指導（以下この項において「相談等」という。）を行う場合並びに居宅その他相談等を受ける者にとって適切な場所に出向いて相談等を行う場合にあつては 23,160 円、業務に関する研修に参加する場合にあつては 15,000 円）

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

学校運営協議会委員に支給する報酬の額を定めるとともに、子ども・若者相談員に支給する報酬の額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市一般職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市一般職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市一般職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市一般職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 29 年上尾市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 9 の項中「105,000 円」を「137,500 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子どもの読書活動支援センター協力員に支給する報酬の額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 19 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 5 第 2 項第 1 号中「100 分の 85」を「100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「100 分の 40」を「100 分の 45」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	228,900	261,000	290,900	299,900	329,300	358,800
	2	143,700	230,500	263,300	293,200	302,500	331,800	361,900
	3	144,900	232,000	265,600	295,500	305,100	334,300	365,000
	4	146,000	233,600	267,900	297,800	307,700	336,800	368,100
	5	147,100	235,100	270,000	300,100	310,300	339,100	371,200
	6	148,200	236,800	272,300	302,400	312,900	341,600	374,300
	7	149,300	238,300	274,600	304,700	315,500	344,100	377,400
	8	150,400	239,900	276,900	307,000	318,100	346,600	380,500
	9	151,500	241,200	279,000	309,300	320,700	348,900	383,600
	10	152,900	242,700	281,300	311,600	323,300	351,400	386,700
	11	154,200	244,300	283,600	313,900	325,900	353,900	389,800

再任用職員以外の職員

12	155,500	245,700	285,900	316,200	328,500	356,400	392,900
13	156,800	247,200	288,000	318,500	331,100	358,700	396,000
14	158,300	248,700	290,200	320,700	333,700	361,200	399,100
15	159,800	250,000	292,500	323,000	336,300	363,700	402,200
16	161,400	251,400	294,600	325,200	338,900	366,200	405,300
17	162,700	252,900	296,600	327,400	341,500	368,500	408,400
18	164,200	254,600	298,900	329,400	344,100	371,000	411,500
19	165,700	256,300	301,200	331,600	346,700	373,500	414,600
20	167,200	258,100	303,400	333,800	349,300	376,000	417,700
21	168,600	259,700	305,400	335,800	351,900	378,300	420,800
22	171,300	261,500	307,700	338,000	354,500	380,800	423,900
23	173,900	263,200	309,900	340,000	357,100	383,300	427,000
24	176,500	264,900	312,200	342,200	359,700	385,800	430,100
25	179,200	266,900	314,300	344,000	362,300	388,100	433,200
26	180,900	268,800	316,400	346,000	364,900	390,600	436,300
27	182,600	270,600	318,600	348,100	367,400	393,100	439,400
28	184,300	272,400	320,700	350,100	370,000	395,600	442,500
29	185,800	274,100	322,700	351,800	371,900	397,900	445,600
30	187,600	276,000	324,700	353,800	374,400	400,400	448,700
31	189,400	277,900	326,700	355,600	376,700	402,900	451,800
32	191,100	279,600	328,700	357,500	379,200	405,400	454,900
33	192,700	281,200	330,500	359,500	381,700	407,700	458,000
34	194,500	283,100	332,600	361,400	384,400	410,100	461,100
35	196,300	284,900	334,600	363,400	387,000	412,600	464,100
36	198,100	286,800	336,700	365,300	389,700	415,000	467,100
37	199,700	288,400	338,100	367,300	392,100	416,900	470,100
38	201,500	290,100	340,000	369,200	394,400	419,200	473,100
39	203,300	291,900	341,900	371,200	396,600	421,300	476,100
40	205,100	293,700	343,800	373,200	399,000	423,500	479,200
41	206,800	295,300	345,500	374,700	400,800	425,500	481,900
42	208,600	297,000	347,400	376,500	402,800	427,600	485,000
43	210,400	298,500	349,300	378,300	404,700	429,700	488,000

44	212,200	300,100	351,100	379,900	406,500	431,800	491,100
45	213,600	301,700	353,000	381,700	408,400	433,500	493,800
46	215,400	303,400	354,800	383,100	410,200	435,300	496,100
47	217,100	305,000	356,600	384,600	412,000	437,300	498,400
48	218,900	306,700	358,300	386,200	413,900	439,300	500,700
49	220,600	307,700	359,700	387,600	415,700	441,200	502,800
50	222,300	309,200	361,000	388,800	417,200	443,000	504,200
51	223,900	310,700	362,400	390,000	418,700	444,800	505,700
52	225,500	312,300	363,800	391,100	420,300	446,500	507,100
53	227,000	313,900	365,100	392,200	421,900	448,300	508,300
54	228,700	315,500	366,000	393,400	423,200	449,800	
55	230,300	317,100	367,100	394,600	424,500	451,200	
56	231,900	318,600	368,200	395,700	425,700	452,700	
57	233,100	320,100	369,000	396,400	426,900	454,100	
58	234,600	321,300	369,900	397,100	428,200	455,400	
59	236,000	322,500	370,800	397,800	429,500	456,700	
60	237,300	323,700	371,700	398,500	430,700	457,900	
61	238,600	324,400	372,600	399,100	431,900	458,900	
62	239,800	325,300	373,400	399,700	432,700	459,600	
63	240,800	326,100	374,200	400,200	433,500	460,400	
64	242,000	326,900	375,000	400,600	434,300	461,100	
65	243,300	327,800	375,700	401,000	434,900	461,800	
66	244,500	328,200	376,400	401,300	435,600	462,600	
67	245,700	328,900	377,100	401,600	436,300	463,300	
68	247,000	329,700	377,800	401,900	437,000	463,900	
69	247,900	330,500	378,300	402,200	437,800	464,400	
70	249,300	331,200	378,900	402,500	438,600	465,000	
71	250,700	331,900	379,500	402,800	439,000	465,600	
72	252,200	332,600	380,200	403,100	439,700	466,200	
73	253,600	333,100	380,600	403,400	440,200	466,700	
74	255,000	333,700	381,300	403,700	440,600		

75	256,400	334,200	381,900	404,000	441,000		
76	257,700	334,800	382,500	404,300	441,400		
77	258,900	335,100	382,900	404,600	441,800		
78	260,200	335,600	383,500	404,900	442,200		
79	261,600	336,000	384,100	405,200	442,600		
80	262,900	336,500	384,700	405,500	442,900		
81	264,100	336,900	385,100	405,700	443,200		
82	265,200	337,400	385,600	406,000	443,600		
83	266,500	337,900	386,100	406,300	443,900		
84	267,800	338,400	386,700	406,600	444,200		
85	268,800	338,700	387,000	406,800	444,500		
86	269,900	339,100	387,400	407,100			
87	271,200	339,600	387,800	407,400			
88	272,500	340,000	388,200	407,600			
89	273,500	340,300	388,500	407,800			
90	274,500	340,700	388,800	408,100			
91	275,400	341,200	389,100	408,400			
92	276,500	341,600	389,400	408,600			
93	277,600	341,800	389,600	408,800			
94		342,200	389,900	409,100			
95		342,700	390,200	409,400			
96		343,100	390,400	409,600			
97		343,200	390,600	409,800			
98		343,700	390,900				
99		344,100	391,200				
100		344,400	391,400				
101		344,700	391,600				
102		345,100	391,900				
103		345,500	392,200				
104		345,900	392,400				
105		346,400	392,600				

	106		346,800					
	107		347,200					
	108		347,600					
	109		348,100					
	110		348,500					
	111		348,800					
	112		349,100					
	113		349,600					
再任用職員		214,800	254,800	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第8項を次のように改める。

- 8 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「7級職員」という。）に対しては、支給しない。

第8条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第9条を次のように改める。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級職員から7級職員以外の職員とな

った職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、7級職員以外の職員から7級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その

日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある7級職員が7級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある6級職員が6級職員及び7級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員以外のものが7級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び7級職員以外のものが6級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第16条の5第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

第20条各号を次のように改める。

- (1) 団体契約を締結している生命保険及び損害保険の保険料並びに火災その他の共済事業の掛金
- (2) 地方公務員法第53条第5項の規定による登録を受けている職員団体の組合費

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年上尾市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「372, 000」を「373, 000」に改め、同表2の項中「420, 000」を「421, 000」に改める。

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級
給料月額(円)	168,600	214,800	254,800

第10条第4項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後の給与条例」という。)別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「第3条改正後の任期付職員条例」という。)第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後の給与条例第16条の5第2項第1号及び第2号の規定並びに第3条改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後の給与条例又は第3条改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例又は第3条改正後の任期付職員条例の規定による給与の

内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後の給与条例」という。)第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(以下「6級職員」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級職員以外の職員から7級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正

後の給与条例第8条第1項ただし書並びに第9条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が6級」とあるのは「が6级以上」と、「6級職員」とあるのは「6级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級職員以外の職員から7級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「6級職員が6級職員及び7級職員」とあるのは「6级以上職員が6级以上職員」と、同項第6号中「6級職員及び7級職員」とあるのは「6级以上職員」と、「が6級職員」とあるのは「が6级以上職員」とする。

（市規則への委任）

7 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行いたいので、この案を提出する。

議案第 20 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の222.5」を「100分の
232.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 2
号）第 5 条第 2 項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44
年上尾市条例第 3 号）第 5 条第 2 項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 5
号）第 5 条第 2 項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の207.5」を「100分の
212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」
に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 2
項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条並びに次項及び附則第 3 項の規定は公布の日から、第
2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上
尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教
育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の各条例」という。）
の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出する。

議案第 21 号

上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例等の一部を改正する条例

(上尾市税条例の一部改正)

第 1 条 上尾市税条例(昭和 30 年上尾市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条各号列記以外の部分中「第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

第 24 条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 36 条の 2 第 2 項中「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改める。

第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 80 条第 3 項中「第 443 条第 1 項の規定によって軽自動車税」を「第 445 条第 1 項の規定により種別割」に、「においては、その使用者に」を「には、第 1 項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に種別割を」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 80 条の 2 及び第 81 条を次のように改める。

(種別割の課税免除)

第 80 条の 2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権

を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第80条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、同条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（同項に規定する車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、第89条第1項各号又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上の軽自動車に限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲

げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

- (ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
 - a 乗用のもの
 - (a) 営業用 年額 6,900円
 - (b) 自家用 年額 1万800円
 - b 貨物用のもの
 - (a) 営業用 年額 3,800円
 - (b) 自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に、「によって」を「により」に、「その者を」を「その者に対し、」に、「に処する」を「を科する」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

第89条第2項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この号、次条第2項第1号及び第132条

の13第1項第1号において」を加え、同条第3項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「に対しては、軽自動車税を減免することができる」を「のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する」に改め、同項ただし書中「第162条」を「第177条の17」に、「軽自動車税を減免することができない」を「この限りでない」に改め、同項第1号中「。以下この号において同じ」を削り、「、当該身体障害者等」を「又は当該身体障害者等」に、「又は当該身体障害者等（」を「若しくは当該身体障害者等（」に改め、「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に改め、同条第3項及び第4項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に改め、同条第5項及び第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「法第443条第1項」を「法第445条第1項」に、「第80条の2の規定によって」を「第81条の2の規定により」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第5項中「見易い」を「見やすい」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第8項中「き損し」を「毀損し」に、「ま滅した」を「摩滅した」に、「のき損」を「の毀損」に改める。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第45項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第15条の3の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第15条の6 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、第81条の6の規定を除き、自動車税の環境性能割の申告の例により、県知事にしなければならない。この場合において、第81条の6の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の7 市長は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ) a (b)	1万800円	1万2,900円
第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	4,500円

第 2 号ア(ウ) b (b)	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
-----------------	------------	------------

附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。

第 1 6 条の 2 削除

附則第 1 6 条の 4 中「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項」を「第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項」に改める。

(上尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年上尾市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の地方税法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「上尾市税条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 8 2 条第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ) a (a)	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ) a (b)	1 万 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ) b (a)	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ) b (b)	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項	第 8 2 条	上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年上尾市条例第 1 5 号。以下この表において「平成 2 6 年改正条例」という。）附則第 3 条第 4 項の規定により読み替えて適用される第 8 2 条

附則第16条 第1項の表第 2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第3条第 4項の規定により読み替えて適用 される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条 第1項の表第 2号ア(ウ) a (a) の項	第2号ア(ウ) a (a)	平成26年改正条例附則第3条第 4項の規定により読み替えて適用 される第82条第2号ア(ウ) a (a)
	6,900円	5,500円
附則第16条 第1項の表第 2号ア(ウ) a (b) の項	第2号ア(ウ) a (b)	平成26年改正条例附則第3条第 4項の規定により読み替えて適用 される第82条第2号ア(ウ) a (a)
	1万800円	7,200円
附則第16条 第1項の表第 2号ア(ウ) b (a) の項	第2号ア(ウ) b (a)	平成26年改正条例附則第3条第 4項の規定により読み替えて適用 される第82条第2号ア(ウ) b (a)
	3,800円	3,000円
附則第16条 第1項の表第 2号ア(ウ) b (b) の項	第2号ア(ウ) b (b)	平成26年改正条例附則第3条第 4項の規定により読み替えて適用 される第82条第2号ア(ウ) b (b)
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中上尾市税条例第36条の2第2項の改正規定並びに上尾市税条例附則第10条の2及び第16条の4の改正規定並びに附則第3条及び第5条の規定 公布の日
- (2) 第1条中上尾市税条例第24条第2項の改正規定及び上尾市税条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 平成31年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」とい

う。) 第 24 条及び附則第 5 条の規定は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例附則第 10 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3 平成 32 年度分の軽自動車税の種別割について減免を受けようとする場合における新条例第 89 条第 4 項並びに第 90 条第 5 項及び第 6 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 89 条第 4 項	同号の規定により種別割	上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年上尾市条例第 号。次条第 5 項及び第 6 項において「平成 30 年改正条例」という。）第 1 条の規定による改正前の第 89 条第 1 項第 1 号の規定により軽自動車税
	引き続き同号	第 1 項第 1 号
新条例第 90 条第 5 項	同号の規定により種別割	平成 30 年改正条例第 1 条の規定による改正前の第 90 条第 1 項第 1 号の規定により軽自動車税
	引き続き同号	第 1 項第 1 号
新条例第 9	同号の規定によ	平成 30 年改正条例第 1 条の規定に

0 条第 6 項	り種別割	よる改正前の第 9 0 条第 1 項第 2 号の規定により軽自動車税
	引き続き同号	第 1 項第 2 号

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 新条例附則第 1 6 条の 4 の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 9 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

自動車取得税が廃止されることに伴い、現行の軽自動車税を、3 輪以上の軽自動車の取得者に課税する「環境性能割」と軽自動車の所有者に課税する「種別割」に再編したいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和 30 年上尾市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関

する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第21条第1号中「受けるとき。」を「受ける者」に改め、同条第3号中「受けたとき。」を「受けた者」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる者のほか、特別の事由がある者

第21条に次の2項を加える。

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、納期限までに当該申請書を提出することができないことにつき災害その他やむを得ない事由があると市長が認めた場合については、当該納期限の経過後市長が定める日までの間、当該申請書を提出することができる。

(1) 納税義務者の氏名及び住所

(2) 年度、納期の別及び税額

(3) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附則第14項中「第21条第4号」を「第21条第1項第4号」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第21条第1号及び第3号の改正規定、同条に1号を加える改正規定及び同条に2項を加える改正規定並びに附則第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険について県が財政運営の責任主体となり、市町村が県に国民健康保険事業に要する費用を納付する仕組みとなることに伴い、国民健康保険税の課税額に関する規定を改める必要があるので、この案を提出する。

議案第 23 号

上尾市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市消防法等関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中「53 万円」を「57 万円」に、「83 万円」を「88 万円」に、「101 万円」を「107 万円」に、「112 万円」を「120 万円」に、「142 万円」を「152 万円」に、「166 万円」を「178 万円」に、「388 万円」を「407 万円」に、「510 万円」を「534 万円」に、「629 万円」を「649 万円」に、「575 万円」を「593 万円」に、「725 万円」を「747 万円」に、「1,070 万円」を「1,090 万円」に改め、同表 15 の項中「41 万円」を「42 万円」に、「54 万円」を「56 万円」に、「70 万円」を「73 万円」に、「92 万円」を「96 万円」に、「104 万円」を「109 万円」に、「160 万円」を「166 万円」に、「182 万円」を「190 万円」に、「203 万円」を「212 万円」に、「49 万円」を「53 万円」に、「63 万円」を「68 万円」に、「99 万円」を「103 万円」に、「131 万円」を「141 万円」に、「172 万円」を「178 万円」に、「332 万円」を「343 万円」に、「406 万円」を「419 万円」に、「465 万円」を「480 万円」に、「910 万円」を「932 万円」に、「1,240 万円」を「1,260 万円」に、「1,700 万円」を「1,730 万円」に改め、同表 17 の項中「31 万円」を「32 万円」に、「43 万円」を「46 万円」に、「72 万円」を「75 万円」に、「96 万円」を「102 万円」に、「121 万円」を「130 万円」に、「295 万円」を「315 万円」に、「362 万円」を「387 万円」に、「417 万円」を「446 万円」に、「266 万円」を「269 万円」に、「319 万円」を「323 万円」に、「479 万円」を「483 万円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ、屋外タンク貯蔵所のうち一定のものの設置の許可等に関する手数料の額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 24 号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。

提案理由

内閣府令の改正を踏まえ、保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、特定教育・保育施設が行う受給資格等の確認は、市が保護者等に送付する通知書によって行う旨を規定したいので、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 30 年以後の所得による医療費の支給の制限について適用し、平成 29 年以前の所得による医療費の支給の制限については、なお従前の例による。

提案理由

所得税法において用語の意義が改められたことに伴い、当該用語を引用している本条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

議案第 26 号

上尾市手話言語条例の制定について

上尾市手話言語条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市手話言語条例

言語は、自身が認知・思考し、他者と意思を疎通し、知識を蓄え、複雑な思考や抽象的な論理を運用し、文化を創造する上で必要不可欠なものである。

手話は、手指や体の動き、表情を使い視覚的に表現する言語として、ろう者により長く育まれてきた。

しかしながら、明治 13 年、イタリア・ミラノで開催された世界ろう教育者会議において、ろう教育に関し、読唇と発声の訓練を基本とする口話法を手話法に優先させる決議が行われ、日本もその決議に従ってきた。そのため、ろう者は手話を習得し、又は手話で学ぶ機会を十分得られず、ろう者の言語である手話の使用は事実上制限されてきた。

現在は、平成 18 年の国際連合総会において採択された障害者権利条約、及びそれを踏まえ改正された障害者基本法において、手話は言語であると規定され、平成 22 年にカナダ・バンクーバーで開催された世界ろう教育者会議では、手話は教育プログラムにおいても、ろう者以外の者の言語と同等の権利を有していることを確認している。

それらの背景を市民がしっかりと認識し、ろう者が手話という言語を取り戻し、日常生活や社会生活の中で制限なく容易に使用できる環境を整備するため、また、ろう者とろう者以外の者とは互いに尊重しあった上で意思疎通を行い、平等に社会参画できる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者とは共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害があり認知・思考・意思疎通に使用する言語が手話である者をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) ろう者とろう者以外の者が、互いに個性と人格を尊重し合い共生していくことを基本として、互いに手話によって意思疎通を行う権利を尊重すること。
- (2) 手話は、本来独自の体系を持つ言語であり、ろう者が自ら生活を営み、知識を習得するために使用し、豊かな人間性を育み、知的かつ文化的な生活を営むために育んできたものであるということを理解すること。

(市の責務)

第4条 市は、手話に対する理解と手話の啓発を図り、市民が手話を使用することができる環境を整備するために必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の者とが共に暮らしやすい地域社会の実現に向け、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を尊重した上で、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が手話により意思疎通を図り、手話による情報取得を容易に行うことができる環境を構築するための施策
- (3) 教育の場における手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (4) 手話通訳者の養成及び確保に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との連携・調和が保た

れたものでなければならない。

3 市は、推進方針の策定又は変更に当たり、ろう者、手話通訳者及び関係団体等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進したいので、この案を提出する。

議案第 27 号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号イ中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 7 項」に改め、同号キ中「が行う国民健康保険の被保険者である者」を「の区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同号ク中「又は第 2 項」を「若しくは第 2 項又は第 5 5 条の 2」に改め、同項第 8 号中「が行う国民健康保険の被保険者である者」を「の区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同項第 10 号を同項第 11 号とし、同項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第 5 5 条の 2 の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていたもの

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国民健康保険事業の運営の広域化及び後期高齢者医療制度への加入時における住所地特例の見直しに伴い、医療費の支給対象者に関する規定を改める必要があるため、この案を提出する。

議案第 28 号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険条例（昭和 34 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条の見出しを「（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び委員の定数）」に改め、同条中「上尾市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により本市に置かれる市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の名称は、上尾市国民健康保険運営協議会とする。

第 4 条中「を加えられた」を「が行われた」に改める。

第 5 条第 1 項第 4 号中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 72 条の 5」を「第 72 条の 5 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

国民健康保険事業の運営の広域化に伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を条例で規定する必要があるため、この案を提出する。

議案第 29 号

上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上尾市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年上尾市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 55 条第 1 項）」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により上尾市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者
附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 4 項を附則第 2 項とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

後期高齢者医療制度への加入時における住所地特例の見直しに伴い、本市が保険料を徴収すべき被保険者の区分を追加する必要があるため、この案を提出する。

議案第30号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例

上尾市介護保険条例（平成12年上尾市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第2条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

第3条中「前条」を「前2条」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に、「24,807円」を「26,395円」に改め、同項第2号中「36,935円」を「39,299円」に改め、同項第3号中「41,346円」を「43,992円」に改め、同項第4号中「45,756円」を「48,684円」に改め、同項第5号中「55,128円」を「58,656円」に改め、同項第6号中「62,294円」を「66,281円」に改め、同号ア中「同じ。）」を「この項において同じ。）」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」に改め、同項第7号中「68,910円」を「73,320円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「82,692円」を「87,984円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「93,717円」を「99,715円」に改め、同項第10号中「101,986円」を「108,513円」に改め、同項第11号中「110,256円」を「117,312

円」に改める。

第12条第2項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、納期限又は当該支払日までに当該申請書を提出できないことにつき災害その他やむを得ない事由があると市長が認めた場合については、当該納期限又は当該支払日の経過後市長が定める日までの間、当該申請書を提出することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第2項の改正規定 公布の日

(2) 第2条の次に1条を加える改正規定及び第3条の改正規定並びに次項の規定 平成31年4月1日

(経過措置)

2 改正後の第2条の2の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に任命された上尾市介護認定審査会の委員の任期から適用し、施行日前に任命された上尾市介護認定審査会の委員の任期については、なお従前の例による。

3 改正後の第5条第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

平成30年度から平成32年度までの間における介護保険料の額を定めるほか、介護認定審査会委員の任期を3年に改めたいので、この案を提出する。

議案第 3 1 号

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成 2 6 年上尾市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 第 1 項第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員の定義を改める必要があるため、この案を提出する。

議案第 32 号

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成 24 年上尾市条例第 33 号）の一部を次のように改正す
る。

目次中「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及
び運営に関する基準」を 「第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準
第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並び

（第 59 条の 21・第 59 条の 22） に、「第 59 条の 21・第 59 条の
に人員、設備及び運営に関する基準 」

22」を「第 59 条の 23・第 59 条の 24」に、「第 59 条の 23・第 5
9 条の 24」を「第 59 条の 25・第 59 条の 26」に、「第 59 条の 2
5・第 59 条の 26」を「第 59 条の 27・第 59 条の 28」に、「第 59
条の 27－第 59 条の 38」を「第 59 条の 29－第 59 条の 40」に改め
る。

第 1 条中「指定地域密着型サービスの事業に係る」を削り、「とい
う。）」の次に「第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号並びに」を加え、「によ
り、」を「に基づき、共生型地域密着型サービス及び」に改める。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る
法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サー
ビスをいう。

第 6 条第 2 項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準第 6 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める者の全部を改正す
る件」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に改め、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「場合に、」の次に「介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号。以下「県条例」という。）第65条の規定によりその例によることとされた」を加え、「同条第5項」を「県条例第65条の規定によりその例によることとされた指定居宅サービス等基準第60条第5項」に、「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第9条第1項中「利用申込者又は」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けるために申込みを行う者（以下この節において「利用申込者」という。）又は」に改める。

第11条中「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改める。

第14条中「。第93条第2項において「指定居宅介護支援等基準」という。」を削り、「第59条の28及び第59条の29」を「第59条の30及び第59条の31」に改める。

第24条各号中「ものとする」を「こと」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第38条第3項中「当該市職員」を「市の職員」に改める。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以

上)」に改める。

第51条各号中「ものとする」を「こと」に改める。

第59条の9第1号から第3号までの規定中「ものとする」を「こと」に改め、同条第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に、「ものとする」を「こと」に改め、同条第5号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に、「ものとする」を「こと」に改める。

第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の36に規定する重要事項に関する規程」と、」を加え、「第59条の26第4項」を「第59条の28第4項」に改め、第3章の2第5節第4款中同条を第59条の40とし、第59条の33から第59条の37までを2条ずつ繰り下げる。

第59条の32第3項中「第59条の35第1項」を「第59条の37第1項」に改め、同条を第59条の34とする。

第59条の31第3項中「指定居宅サービス等基準第70条第1項」を「県条例第74条第1項」に改め、同条を第59条の33とする。

第59条の30各号中「ものとする」を「こと」に改め、同条を第59条の32とする。

第59条の29を第59条の31とし、第59条の28を第59条の30とする。

第59条の27第1項中「利用申込者又は」を「当該指定療養通所介護を受けるために申込みを行う者（以下この項において「利用申込者」という。）又は」に、「第59条の34」を「第59条の36」に、「運営規程」を「重要事項に関する規程」に、「第59条の32第1項」を「第59条の34第1項」に、「第59条の35第1項」を「第59条の37第1項」に改め、同条を第59条の29とする。

第3章の2第5節第3款中第59条の26を第59条の28とする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改め、同条を第59条の27とする。

第3章の2第5節第2款中第59条の24を第59条の26とし、第59

条の 2 3 を第 5 9 条の 2 5 とする。

第 3 章の 2 第 5 節第 1 款中第 5 9 条の 2 2 を第 5 9 条の 2 4 とする。

第 5 9 条の 2 1 中「第 5 9 条の 3 1」を「第 5 9 条の 3 3」に改め、同条を第 5 9 条の 2 3 とする。

第 3 章の 2 中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第 5 9 条の 2 1 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 7 8 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 1 5 6 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 1 6 6 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。第 1 号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第 6 6 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第 6 5 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第 7 8 条第 1 項に

規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第3

4条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第4項中「上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年上尾市条例第34号。以下「予防基準条例」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）」に改め、同条第7項中「予防基準条例」を「上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年上尾市条例第34号。以下「予防基準条例」という。）」に改める。

第64条第1項中「予防基準条例第71条第1項」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項」に、「予防基準条例第8条第1項」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除

く。)」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第70条各号中「ものとする」を「こと」に改める。

第82条第1項中「予防基準条例」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に、「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「指定介護療養型医療施設」に改め、「。)」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第85条第1項中「予防基準条例」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に改める。

第92条第1号から第4号までの規定中「ものとする」を「こと」に改め、同条第5号中「行ってはならない」を「行わないこと」に改め、同条第6号中「記録しなければならない」を「記録すること」に改め、同条第7号中「続くものであってはならない」を「続かないこと」に改め、同条第8号中「提供しなければならない」を「提供すること」に改める。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年上尾市条例第 号）第16条各号」に改める。

第103条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第110条第1項中「予防基準条例第71条第1項」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項」に、「予防基準条例第70条」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第69条」に改める。

第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護

医療院」を加える。

第114条第2項中「入居申込者の」を「共同生活住居に入居するために申込みを行う者（以下この条において「入居申込者」という。）の」に改める。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第133条第1項中「入居申込者又は」を「指定地域密着型特定施設に入居するために申込みを行う者（以下この項及び次条第3項において「入居申込者」という。）又は」に改める。

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「。）及び」を「。）に」に、「）を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（県条例第329条の規定によりその例によることとされた同令第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め、「場合の」の次に「指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」を加え、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第151条第13項中「予防基準条例」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に改め、同条第16項中「予防基準条例第44条第1項」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項」に改める。

第153条中「入所申込者が」を「当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所するために申込みを行う者（以下この節において「入所申込者」という。）が」に改め、「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第156条第3項第3号中「を定める件」を削る。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型

介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第171条第2項第4号中「を定める件」を削る。

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第190条中「指定居宅サービス等基準第59条」を「県条例第64条」に改める。

第191条第1項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(予防基準条例)」を「及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準)」に改め、「の登録者」の次に「、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機

能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」を加え、「同項」を「第6項」に改め、同条第6項中「（本体事業所）」を「（第82条第7項に規定する本体事業所）」に、「、当該本体事業所」を「当該本体事業所」に、「含む」を「、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条第10項中「場合に、」の次に「県条例第65条の規定によりその例によることとされた」を加え、「同条第4項」を「県条例第65条の規定によりその例によることとされた指定居宅サービス等基準第60条第4項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項中、「この章において」を削り、同項第1号中「、登録定員」を「登録定員」「利用定員）」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）」に改め、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提

供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第197条第1号から第4号までの規定中「ものとする」を「こと」に改め、同条第5号中「行ってはならない」を「行わないこと」に改め、同条第6号中「記録しなければならない」を「記録すること」に改め、同条第7号中「続くものであってはならない」を「続かないこと」に改め、同条第8号中「提供しなければならない」を「提供すること」に改め、同条第9号及び第10号中「行わなければならない」を「行うこと」に改め、同条第11号中「行ってはならない」を「行わないこと」に改める。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「第89条」を「第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 3 3 号

上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年上尾市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「社会福祉施設」を「介護医療院、社会福祉施設」に改め、同条第 4 項中「上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年上尾市条例第 3 3 号。以下「基準条例」という。）第 6 1 条第 1 項」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 4 2 条第 1 項」に改め、同条第 7 項中「基準条例」を「上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年上尾市条例第 3 3 号。以下「基準条例」という。）」に改める。

第 6 条第 2 項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 6 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に改める。

第8条第1項中「基準条例第110条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第90条第1項」に、「基準条例第129条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第109条第1項」に、「基準条例第150条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第130条第1項」に、「基準条例第178条」を「指定地域密着型サービス基準第158条」に、「基準条例第64条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第45条第1項」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第11条第1項中「利用申込者又は」を「当該指定介護予防認知症対応型通所介護を受けるために申込みを行う者(以下この節において「利用申込者」という。)又は」に改める。

第13条中「当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第16条中「。第67条第2号において「指定介護予防支援等基準」という。」を削る。

第36条第3項中「当該職員」を「市の職員」に改める。

第42条第1号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第2号及び第3号中「作成しなければならない」を「作成すること」に改め、同条第4号中「得なければならない」を「得ること」に改め、同条第5号中「交付しなければならない」を「交付すること」に改め、同条第6号から第11号までの規定中「ものとする」を「こと」に改め、同条第12号中「報告しなければならない」を「報告すること」に改め、同条第13号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第14号中「準用する」の次に「こと」を加える。

第44条第1項中「基準条例第82条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第63条第1項」に、「基準条例第81条」を「指定地域密着型サー

ビス基準第62条」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「基準条例第191条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第171条第1項」に改め、「。第45条第3項及び第46条において同じ」を削る。

第45条第1項中「基準条例第6条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項」に、「基準条例第47条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第6条第1項」に改め、「。以下「指定居宅サービス等基準」という。」を削り、「（指定居宅サービス等基準」を「（同令」に改め、同条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「基準条例第193条」を「指定地域密着型サービス基準第173条」に改める。

第46条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第47条第1項中「基準条例第82条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第63条第1項」に改める。

第60条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第67条第1号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年上尾市条例第38号）第33条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「同条例第34条各号」に、「ものとする」を「こと」に改め、同条第3号中「行わなくてはならない」を「行うこと」に改め、同条第4号中「努めなければならない」を「努めること」に改め、同条第5号中「得なければならない」を「得ること」に改め、同条第6号中「交付しなければならない」を「交付すること」に改め、同条第7号から第10号までの規定中「ものとする」を「こと」に改め、同条第11号中「続くものであってはならない」を「続かないこと」に改め、同条第12号中「提供しなければならない」を「提供すること」に改め、同条第13号及び第14号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第15号中「準用する」の次に「こと」を加える。

第71条第1項中「基準条例第110条第1項」を「指定地域密着型サービス基準第90条第1項」に、「基準条例第109条」を「指定地域密着型サービス基準第89条」に改める。

第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第75条第2項中「入居申込者の」を「共同生活住居に入居するために申込みを行う者（以下この条において「入居申込者」という。）の」に改める。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第88条第1号及び第2号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第3号中「努めなければならない」を「努めること」に改め、同条第4号中「得なければならない」を「得ること」に改め、同条第5号中「交付しなければならない」を「交付すること」に改め、同条第6号から第8号までの規定中「行わなければならない」を「行うこと」に改め、同条第9号及び第10号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第11号中「準用する」の次に「こと」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 34 号

上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 基本方針（第 4 条）

第 3 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）

第 4 章 運営に関する基準（第 7 条—第 32 条）

第 5 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるとともに、法第 79 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、この条例で定めるもののほか、法で使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定に必要な申請者の要件）

第 3 条 法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

第 2 章 基本方針

第 4 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立

した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でな

ければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、当該指定居宅介護支援を受けるために申込みを行う者（以下「利用申込者」という。）又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。た

だし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。第13条第2項及び第21条第5号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

ない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者から支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる具体的な取扱方針にのっとり行われなければならない。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス

計画の作成に関する業務を担当させること。

- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（次号及び第13号において「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的

な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この条及び第26条第3項において同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の提出を求めること。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、

口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（イにおいて「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第2項において準用する法第27条第7項又は法第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用すること。

- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号にお

いて同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。

- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しく

は地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請をすることができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し

て提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第25条において「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用

いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改

善の内容を市に報告しなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第2章から前章（第29条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条（第20号に係る部分に限る。）の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、本市の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めたいので、この案を提出する。

議案第 35 号

上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「のできる」を「ができる」に改め、同条第 3 項中「特定の介護予防サービス事業者」を「特定の指定介護予防サービス事業者」に、「地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型介護予防サービス事業者」に、「介護予防サービス事業者等」を「指定介護予防サービス事業者等」に改め、同条第 4 項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 7 条第 1 項中「利用申込者又は」を「当該指定介護予防支援を受けるために申込みを行う者（以下「利用申込者」という。）又は」に改め、同条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 3 項の」を「第 4 項の」に改め、同項第 1 号中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、「記すべき」の次に「第 1 項に規定する」を加え、同項を同条第 4 項とし、

同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第9条中「当該事業所」を「指定介護支援事業所」に、「以下」を「第20条第5号において」に改める。

第12条中「当該指定介護予防支援事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第14条中「場合には」を「場合は」に改める。

第16条第1項中「当該指定介護予防サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に改める。

第20条中「として次に掲げる事項」を削る。

第28条第3項中「当該市の」を「市の」に改める。

第29条第1項中「及び利用者」を「、当該利用者」に改める。

第31条第2項第2号エ中「第33条第15号」を「第33条第16号」に改め、同号オ中「第33条第16号」を「第33条第17号」に改める。

第32条第1項中「行わなければならない」を「行われなければならない」に改める。

第33条中「のっとり行わなければならない」を「のっとり行われなければならない」に改め、同条第7号中「行わなければならないこと」を「行うこと」に改め、同条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ」を加え、同条中第28号を第30号とし、第27号を第29号とし、同条第26号中「の種類若しくは」を「若しくは」に、「介護予防サービス若しくは」を「介護予防サービス又は」に改め、「申請」の次に「をすること」を加え、同号を同条第28号とし、同条中第25号を第27号とし、第24号を第26号とし、第23号を第25号とし、同条第22号中「もの」を「こと」に、「留意点」を「留意事項」に改め、同号を同条第24号とし、同条第21号中「次号」の次に「及び第24号」を加え、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

第33条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同条第17号イ中「利用者が」の次に「法33条の2第2項において準用する法第32条第6項又は法第33条の3第1項の規定による」を加え、同号を同条第18号とし、同条第16号中「以下」を「ウにおいて」に改め、同号イ中「同条例」を「介護保険法施行条例」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

第34条第1号中「口腔」を「口腔」に改める。

第35条中「の額」を「の」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第36号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例

上尾市都市公園条例（昭和48年上尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第2条の4 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市公園法施行令の一部改正に伴い、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の限度を定めたいので、この案を提出する。

議案第 37 号

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 年上尾市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

上尾道路沿道中新井・堤崎地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された上尾道路沿道中新井・堤崎地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
------------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

2 4 上尾道路沿道中新井・堤崎地区地区整備計画区域

計画地区	1 建築物の用途の制限	2 建築物の容積率の最高限度	3 建築物の建蔽率の最高限度	4 建築物の敷地面積の最低限度	5 壁面の位置の制限	6 建築物の最高の高さ及び各部分の高さ
上尾道路沿道中新井・堤崎地区地区計画の計画図に表示する地区計画区域	(1) 公衆浴場 (2) 診療所 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (5) サービス業を営む店舗 (6) 倉庫（遺体を保管する施設その他これらに類するものに限る。） (7) 工場（エンバーミング施設（薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。）その他			9, 0 0 0 m ² とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの (2) 公園、広場、道路、川その他これ	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、5 m以上でなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 (1) 同一敷地内にある建築物に附属する守衛室その他これに類する建築物の部分で床面積の合計が30 m ² 未満のもの (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの	建築物の最高の高さは、3.7 m以下とする。

	<p>これに類するものに限る。)</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 畜舎</p> <p>(10) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業の用に供するもの</p> <p>(12) 火葬場</p> <p>(13) 墓地の管理の用に供するもの（墓地の利用者に供するものを含む。）</p>			<p>らに類するもの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの</p>		
--	--	--	--	---	--	--

附 則

この条例は、上尾道路沿道中新井・堤崎地区地区計画を定めるため上尾都市計画地区計画を変更する都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による告示があった日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

上尾道路沿道中新井・堤崎地区が市街化区域に編入され、工業専用地域となることに合わせて、当該地区における建築物の用途等に関し、その地域特性に鑑みた制限を実効性のある条例上の措置として定めたいので、この案を提出する。

議案第 38 号

建築基準法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

建築基準法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

建築基準法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成 2 年上尾市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに別表第 2 中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例(平成 12 年上尾市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 8 の項中「又は第 13 項ただし書」を「、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書」に改め、同表 11 の項、20 の項、23 の項、28 の項、34 の項及び 45 の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(上尾市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 3 条 上尾市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例(平成 21 年上尾市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 条第 13 項」を「第 9 条第 14 項」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「別表第 2 (ぬ) 項」を「別表第 2 (る) 項」に改める。

附 則

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日(平成 30 年 4 月 1 日)から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。

議案第 39 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
上尾市民体育館
- 2 指定管理者となる団体
上尾市大字菅谷 16 番地
公益財団法人上尾市地域振興公社
理事長 畠 山 稔
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

提案理由

上尾市民体育館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 40 号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 31 日をもって埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて、議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 1 号

埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 1 8 年指令市第 7 4 5 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出する。

議案第42号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成30年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
10776号線	上尾市大字小敷谷字木戸66番地先	上尾市大字小敷谷字木戸66番地先	
21758号線	上尾市小泉九丁目25番地先	上尾市小泉九丁目25番地先	
21759号線	上尾市小泉九丁目25番地先	上尾市小泉九丁目25番地先	
21760号線	上尾市小泉七丁目30番地先	上尾市小泉七丁目30番地先	
21761号線	上尾市小泉九丁目1番地先	上尾市小泉九丁目1番地先	
21762号線	上尾市小泉六丁目33番地先	上尾市小泉六丁目33番地先	
21763号線	上尾市小泉五丁目22番地先	上尾市小泉五丁目22番地先	
21764号線	上尾市小泉三丁目11番地先	上尾市小泉三丁目11番地先	
21765号線	上尾市浅間台一丁目19番地先	上尾市浅間台一丁目19番地先	
21766号線	上尾市中妻五丁目22番地先	上尾市中妻五丁目22番地先	
21767号線	上尾市春日一丁目31番地先	上尾市春日一丁目31番地先	
31191号線	上尾市大字平塚字大砂2164番地先	上尾市大字平塚字大砂2164番地先	
51133号線	上尾市日の出三丁目481番地先	上尾市日の出三丁目482番地先	
51134号線	上尾市日の出三丁目482番地先	上尾市日の出三丁目483番地先	

提案理由

寄附を受けた私道及び都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 4 3 号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

河 原 塚 貴 美 代

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

公平委員会委員河原塚貴美代氏の任期は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出する。

